



埼玉県報

第593号
令和7年(2025年)
2月21日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（薬務課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（薬務課）

告示

- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築・住宅行政情報管理システム構築業務委託に関する落札者等の公示（建築安全課）
- 既存台帳データ整備業務委託に関する入札公告（建築安全課）
- 県道東松山鴻巣線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道小鹿野影森停車場線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則に伴う医師の指定（保安課）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則に伴う医師の指定（保安課）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表薬務課の項第四号部長専決事項の欄中「第十二条の三」を「第十二条の六第一項」に改める。

附則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十二号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号委任事務の欄1中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄3中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄8及び9中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄11中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に改め、同欄12中「第十二条の四第三項」を「第十二条の七第三項」に改め、同欄13中「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄14中「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「大麻」の下に「又は発芽不能未処理種子」を加え、同号専決事項の欄中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、「その他大麻」及び「又は大麻」の下に「等」を加える。

附則

- この規則は、令和七年三月一日から施行する。ただし、改正後の別表地域機関の表保健所長の項第三十七号委任事務の欄1の事務のうち、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項において「改正法」という。）附則第七条の規定による申請を受理する事務に係る部分は、公布の日から適用する。
- この規則の施行の際現に改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る事務については、同条に規定する当該大麻草採取栽培者に係る免許の有効期間内は、改正前の別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号の規定は、なおその効力を有する。

告 示

埼玉県告示第百五号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光五一〇番一
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第百七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和七年二月十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

誠和建設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市戸塚二丁目二十二番二十八号

ハ 代表者の氏名

齋藤 武司

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二）第四九〇二五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和七年三月四日から同年三月十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

誠和建設株式会社は、千葉県流山市内を現場とする民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第十六条第二号の規定に違反し、同法第二十八条第一項第二号に該当する。

また、同工事において、同法第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結したことは、同法第二十八条第一項第六号に該当する。

告 示

埼玉県告示第百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字大門字鶴巻二千百五十五番一外十七筆

埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻字稻荷下三千九百三十九番一外一筆

埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻字葭山三千八百二十九番三外一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二十二・七八立方メートル

告 示

埼玉県告示第百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
建築・住宅行政情報管理システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県都市整備部建築安全課企画担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社弘洋第一コンサルタンツ 東京都杉並区和泉1丁目22番19号
- 5 落札金額
49,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年10月29日

告 示

埼玉県告示第百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

既存台帳データ整備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 履行場所

埼玉県都市整備部建築安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しよ

うとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 単体企業であること。
- (7) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定に基づく登録を受けている者であること。
- (9) 契約の締結日にかかわらず、平成31年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体等との契約により、契約金額が3,000万円以上のGISデータ処理業務を履行した実績を有する者であること。
- (10) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者を管理技術者とする事。
- (11) 空間情報総括監理技術者、地理空間情報専門技術者又は地理情報標準認定資格（上級）のいずれかの資格を有する者を照査技術者とする事。
- (12) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者である事。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部建築安全課企画担当 源関、清水、鈴木 電話048-830-5524（直通） 電子メールa5510-05@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年3月24日（月）午後5時まで。
なお、紙媒体の入札書を郵送する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県都市整備部建築安全課 令和7年3月25日（火）午後1時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年3月11日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

なお、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県設計委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Data Preparation of Existing Records

(2) Deadline for Submission of Applications

5:00 p.m. Tuesday, March 11, 2025

(3) Deadline for Submission of Bids

5:00 p.m. Monday, March 24, 2025

(4) Time and Date of Bid Opening

1:30 p.m. Tuesday, March 25, 2025

(5) Contact Information

Project Management Group

Construction Safety Division, Department of City Development

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-5524

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
四番一地先まで	比企郡吉見町大字久保田字賀美一五八九番一地先から同郡同町字久保田字北汲田一六七	区 間
二五・二三〇五五・七三	二五・二三〇五二・〇四	敷地の幅員 (メートル)
	一〇〇・〇〇	延長 (メートル)
区域の一部変更である。	道路改築工事による。平成三十年三月九日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号の道路予定	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>六七四番一地先まで</p>	<p>比企郡吉見町大字久保田字北 汲田一六七四番一地先から同 郡同町大字久保田字北汲田一</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五三〇・二三・五二</p>	<p>八・五三〇・一八・二六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三五・七二</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>区域の一部変更である。</p>		<p>備考</p>

道路改築工事による。平成三十年三月九日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号の道路予定

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 小鹿野影森停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市下影森字乙勘定一一一九番一 地 先から同市下影森字乙勘定一一〇二番 二地先まで	区 間
一〇・〇〇〇一六・八〇	六・五五〇七・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一三〇・〇八	一二九・五七	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市東大輪字浅間下二一〇四番四 地先から同市八甫字天王川一三九一 番一地先まで</p>		区 間
<p>二〇・〇五 二二・七九</p>	<p>一七・〇三 二二・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二二四・二六</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年十一月二十八日

指令川建セ第〇六〇〇三一号

二 検査済証番号

令和七年二月十七日

川建セ第〇六〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字牛無具利二千六十九番一の一部、二千六十九番

三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県所沢市松郷百五十四番地二

株式会社ニチベンハイテック 代表取締役 市村 公

埼玉県公安委員会告示第21号

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第7号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

令和7年2月21日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
關 紳 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849番地
黒木 規臣	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町大字小室818番地 2

埼玉県公安委員会告示第22号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

令和7年2月21日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
關 紳 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849番地
黒木 規臣	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町大字小室818番地2

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和七年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
医療法人全和会 介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア	医療法人社団明雄会 介護老人保健施設 エスポワール秩父		埼玉県秩父市二千七百四十四番地